

## (仮称) 篠原地区公園整備基本計画策定業務委託 仕様書

### 1 業務の目的

(仮称) 篠原地区公園は、山梨県緑化センター跡地及び隣接民有地を含む約2.5ヘクタールの敷地を、都市公園（地区公園）として整備するものである。

県内における緑化推進の拠点施設であった「山梨県緑化センター」は、県の事業見直しにより施設廃止の方針が示され、市民等による施設の存続を求める署名が集められたものの、平成26年3月をもって廃止された。

市では、施設の存続と機能・役割の継承を求める多くの市民等の要望も考慮し、さまざまな検討を進めてきたが、令和2年度に県から跡地全体を取得するとともに、都市公園区域及び都市計画用途変更の決定を行った。

また、多くの市民に参画していただくため、事業内容について市民・団体、児童生徒等から広く活用アイデアを募集したところ、1,680通の提案が寄せられたことから、本事業に対する市民の関心は非常に高いものとなっている。

これまでの背景を考慮し、本業務では、既存施設の機能と役割を継承しながら、緑に親しむ学習拠点、幅広い世代の地域交流拠点となる都市公園整備に向けて、市民の合意形成を図るため、市民の意見を反映した市民参加による公園の整備基本計画を策定するものである。

### 2 事業対象地

都市公園 篠原地区公園計画区域（山梨県甲斐市篠原地内）  
別紙「事業位置図」及び「事業区域図」参照

### 2 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月18日まで

### 3 業務委託内容

#### (1) 基本計画策定業務

##### ①条件整理

事業背景、施設の状況（樹木配置状況、希少品種の生息状況等）、市上位計画・関連計画、本市における都市公園や防災機能の在り方について整理を行う。

なお、条件整理については、市提供資料（関連計画等）に基づいて行うものとし、樹木配置については市が実施した樹木調査成果品等を用い現地調査における詳細な調査は不要とする。

##### ②活用アイデアの適性考察

市が実施した活用アイデア募集（令和2年度）に寄せられた1,680通の提案について、分析及び事業用地における適性考察を行い、適性の高い具体的

事例について10例程度例示する（活用アイデアについては、市において大まかに分類済み）。

③市民ワークショップの開催

基本計画案策定に向けた市民ワークショップ（5回×20人程度）を開催するにあたり、資料作成やワークショップの運営及び取りまとめを行う。

④基本コンセプトの検討

事業用地における整備・運営に係る事業コンセプト、基本的考え方、運営方針等を検討する。

⑤土地利用計画（配置案）

事業コンセプトを踏まえ、施設の配置及び周辺道路等について検討し、配置案程度の簡易な図面を作成する。

なお、図面の作成に際し、必要に応じ、市が実施した測量業務等の成果品を活用できるものとする。

⑥事業手法の検討及び概算事業費の算出

適性の高い活用アイデアについて、事業手法の比較考察（公設公営、公民連携、10例程度）を行い、概算事業費を算出する（施設規模等が未定のため、標準整備例における概算事業費）。また、事業手法ごとの整備期間（スケジュール）・事業スキーム（整備・運営）について検討する。

⑦報告書の取りまとめ

上記①～⑥の業務内容を取りまとめ業務報告書を作成、提出するものとする。

⑧その他

上記①～⑦の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な包括的な支援を行う。

#### 4 納品物

(1) 報告書一式

ア 基本計画（概要版含む）

イ 基本計画書関連資料（調査資料、会議資料、参考事例等）

ウ その他業務報告資料

(2) 基本計画書 10部

(3) 基本計画書概要版（8頁程度） 10部

(4) 上記(1)～(3)の原稿データを記録した保存媒体（CD-R又はDVD-R） 2部

#### 5 その他

(1) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があったとして、本市より連絡を受けた場合は、受託者は速やかに必要な訂正、

補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする

- (2) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守すること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたって本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで進めること。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告すること。
- (6) 本業務の成果品は、本市と受託者双方協議の上、履行期限前の必要に応じた時期に早期に提出する場合があるものとする。
- (7) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託者は、本委託業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (9) 受託者は、本委託業務の履行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。本契約期間終了後においても同様とする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上決定する。



